

募集要綱案等に対するご意見と回答

	該当箇所	ご意見	回答
1	<p>電源 I 〳廠気象対応調整力募集要綱 第 3 章 用語の定義 3. (5)DR(Demand Response), (6)アグリゲーター</p>	<p>「需要家が電気の需給状況に応じて消費電力量を調整することにより、需給バランスを保つ仕組みをいいます」「DR が可能な需要家を集約して統合的に制御することにより、当社に調整力を提供する事業者をいいます」とあるが、ネガワットとポジワットの評価を統一すれば、普段逆潮をしているサイトにて、負荷調整によりネガワットを創出し、逆潮量を増加させることが出来る需要家の参入につながるのではないかと。</p> <p>※令和 2 年 3 月 19 日に開催された第 11 回 ERAB 検討会にて、ネガワットとポジワットの双方をアグリゲートするケースの評価を議論し、2022 年 4 月より運用開始を目指すとの議論がされているという認識</p>	<p>常時系統に電力を逆潮している需要家さまが、発電設備として応札いただく場合に、負荷抑制により逆潮流を増加させることは否定しておりません。</p> <p>なお、ネガワットとポジワットのアグリゲートに関しては、ERAB 検討会の議論状況を踏まえ、来年度以降の募集要綱への反映を検討して参ります。</p>
2	<p>電源 I 〳廠気象対応調整力募集要綱 第 5 章 募集概要 1. (5)入札単位 イ</p>	<p>「入札は、原則として電源等を特定して、容量単位（0.1 万キロワット以上 1 キロワット単位で設定）で実施していただきます。ただし、アグリゲーターが複数の需要場所（属地 TSO の約款にもとづいて定めた需要場所といたします。）の DR を集約して電源 I 〳廠気象対応調整力を提供する場合は、当該複数の需要場所をまとめて 1 入札単位といたします。」とあるが、普段は系統より受電している需要家が、保安用等のために逆潮出来る容量の自家発を保有している場合、受電ベースラインから需要削減分と逆潮分の電力を足し合わせた容量を DR の容量とみなすことが出来るのではないかと。</p> <p>例：構内負荷が 1,500kW であり、1,000kW の自家発を 2 台保有しており、普段は 1 台のみ稼働しているような顧客を想定。普段は系統から 500kW 受電しているが、遊休自家発を活用すると、</p>	<p>同一地点におけるネガワットとポジワットの混在、ネガワットとポジワットのアグリゲートに関しては、ERAB 検討会の議論状況を踏まえ、来年度以降の募集要綱への反映を検討して参ります。</p>

	該当箇所	ご意見	回答
		<p>500kW の逆潮が可能である。このような需要家は、系統に逆潮流するため、現状では発電機とみなされるが、最低入札容量を満足しないため、活用することが出来ない。</p> <p>※令和 2 年 3 月 19 日に開催された第 11 回 ERAB 検討会にて、需要抑制量と逆潮流の制御量評価方法を議論され、2022 年 4 月より運用開始を目指すとの議論がされているという認識</p>	
3	<p>電源 I 廠気象対応調整力募集要綱 第 3 章 用語の定義 1. 契約・料金関連 (10) 基本料金</p>	<p>(原案) 契約電源等がキロワットを提供するために必要な費用への対価をいい、入札時に確定した価格を契約月数で除し、毎月精算いたします。</p> <p>(質問・修正案) 調整力提供期間が改めて 6 カ月とされ容量価格を 12 ではなく 6 で除することとなっておりますが、落札価格に関しても極端な例ではありますが、昨年度の半分程度を期待することになるのでしょうか。 昨年度からの変更を踏まえて、年間の kW 価値、基本料金の考え方につき、明示的にご説明・ご記載いただけないでしょうか。</p> <p>【理由】 基本料金の考え方につき、全ての応札事業者が共通の理解・認識をもって入札し、公募が適切な競争入札として機能するため。</p>	<p>容量価格につきましては、募集要綱に定める提供時間(※)において、弊社からの指令を受け、契約電源から気象対応調整力を確実に提供いただくために要する費用を勘案のうえ設定してください。</p> <p>なお、本回答内容は募集要綱にも反映いたしません。</p> <p>※ 提供期間(気象月)の平日 9 時～20 時</p>
4	<p>電源 I 廠気象対応調整力募集要綱 第 3 章 用語の定義 1. 契約・料金関連 (10) 基本料金</p>	<p>【質問】 募集される提供期間が半分となり落札価格も同程度に下がることが期待されるとすると、DR の場合は電源と異なり、需要抑制を実施する需要家では抑制による生産ロス等のコストがボトルネックとなります。</p> <p>依然、発動回数が同じである場合、提供期間に比例したコストダウンすることは難しく半額化する落札価格への追従が難しくなる場</p>	<p>入札価格の考え方は、No.3 のとおりと考えております。</p>

	該当箇所	ご意見	回答
		合がありますが、この点はどのようにお考えでしょうか。	
5	<p>電源 I ' 廠気象対応調整力募集要綱 第 6 章 応札方法 (1) 入札書の提出 ハ 提出場所</p>	<p>(原案) 応札者は、当社に対して、下記のとおり、入札書を募集期間内に 2 部（本書 1 部、写し 1 部）提出するものといたします。 ハ 提出場所 広島県広島市中区小町 4 番 33 号 中国電力ネットワーク株式会社 企画部 市場整備グループ</p> <p>【修正案】 インターネットを活用したデジタル入札をご検討いただけないでしょうか。その際、例えば容量市場メインオークション向けの入札システムをうまく活用することはできないでしょうか。 あるいは、入札書（様式 1）を郵送提出とし、添付書類についてはメールへの添付ファイルでの提出も可とすることをご検討いただけませんかでしょうか。</p> <p>【理由】 新型コロナウイルスによる昨今の情勢を鑑み、対面での入札書提出が出来ない可能性があるため。</p> <p>【補足】 意見提出時期の 7 月末に他社 TSO 様と面着打合せ予定だったものの、新型コロナウイルス感染者の数が増えたため、急遽ウェブ会議への変更となった経緯あり。</p>	<p>昨今の情勢を鑑み、入札書類（一式）の提出方法については、郵送も可能といたしますので、詳しくは募集要綱をご確認ください。 なお、デジタル入札については、システム構築期間・費用の観点から対応は困難と考えております。</p>
6	<p>電源 I ' 廠気象対応調整力募集要綱 第 7 章 評価および落札案件決定の方法 4. 評価方法</p>	<p>(修正案) 端境期の電源 I ' 発動を任意対応ではなく、通年対応を申告できる仕組みもご検討いただけないでしょうか。 また、当該申告の際、非価格要素として評価をする仕組みもご検討いただけませんかでしょうか。</p> <p>【理由】</p>	<p>電源 I ' は、提供期間（廠気象月）の需給ひっ迫時に対応するために確保する調整力の位置づけのため、端境期の応動については非価格要素での評価は行わないものとします</p>

	該当箇所	ご意見	回答
	(2)非価格要素評価点	将来の容量市場における発動指令電源との整合性が取れるため	
7	<p>電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱 第8章 契約条件 (3) 従量料金 イ</p>	<p>(原案) ただし、適用期間の途中で申出単価を変更する必要が生じた場合は、甲はすみやかにその旨を連絡し、協議のうえ、申出単価の変更を行なうことができるものとしますが、適用した単価を過去に遡って修正することはできません。 また、電源Ⅰ' 厳気象対応調整発動決定後、発動終了時間までの単価変更についてもできません（電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結した場合も同じ）。</p> <p>(修正案) 上述の通年対応での公募が難しい場合、端境期の従量料金につき、別途異なる価格での上限設定をご検討いただけませんか。 【理由】 端境期におけるkW 価値の基本料金が発生しないとなると、電源Ⅰ' 提供期間と比較して、端境期の需要抑制の限界費用が高くなるため。 (参考)【第36回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2019年2月19日）議事録抜粋】 『出来る限り年間に対応できる、春や秋でも有り得るのは、確かにその通りで、予想外れや太陽光発電の出力予測外れに対して電源Ⅰ' で対応できることはあると思う。出来得る限りと記載してあるので大丈夫だとは思いますが、供給力として見込む形にして年間いつでも発動できる形とするのが良いのか、あるいは夏と冬に限定し、春や秋に発動する場合には、例えばkWh 価格で割増して回数の枠外で発動できるような契約を予め締結しておく等、様々な方法があると思うので、1つに決め打ちせず、どのような方法が、一番コストが低く、かつ供給安定に資するのかを考えていく必要があると思う。』（松</p>	<p>端境期の従量料金単価については、一定の規律をもとめるために、提供期間(厳気象月)と同様の上限単価を設定することとしております。 端境期に関しましては、その前提で、協力可能な範囲で供出に応じていただきますようお願いいたします。</p>

	該当箇所	ご意見	回答
		村委員)	
8	電源 I' 廠気象対応 調整力募集要綱 第 8 章 契約条件 (6)目的外利用の禁止	【質問】 調整力提供期間が 6 カ月となったことで、端境期には電源 I' と同じリソース・kW を用いて、他市場すなわち JEPX や相対の kWh 取引、もしくは需給調整市場 3 次調整力②へΔkW 取引で参加が可能になるという理解で正しいでしょうか。	端境期については、卸市場および相対での kWh 取引をしていただくことは可能です。 ただし、需給調整市場への入札につきましては、別途当社 HP に公表する「電源 I' 契約電源等による需給調整市場への入札について」にて運用上の取扱い等を記載しておりますので、ご確認ください。
9	電源 I' 廠気象対応 調整力募集要綱 第 5 章 募集概要 3. (1) 運用要件 又	需要期平日夜間や需要期の休日における目的外利用については、送配電会社の承諾を得られる場合は可能という認識でよいか。	ご認識のとおりです。 なお、需給調整市場への入札につきましては、別途当社 HP に公表する「電源 I' 契約電源等による需給調整市場への入札について」にて運用上の取扱い等を記載しておりますので、そちらをご確認ください。
10	電源 I' 廠気象対応 調整力募集要綱 第 2 章 注意事項 1. 一般注意事項 (11)	電源 I' 契約電源等について、電源 I' 調整力提供期間（廠気象期間）に電源 I' 契約電力を除いた容量を需給調整市場に入札することができない理由は何か。	需給調整市場への入札につきましては、別途当社 HP に公表する「電源 I' 契約電源等による需給調整市場への入札について」にて運用上の取扱い等を記載しておりますので、そちらをご確認ください。
11	電源 I' 廠気象対応 調整力募集要綱 第 8 章 契約条件 (10)ペナルティ イ 契約電力未達時 割戻料金	応札時に発動可能回数（様式 1）を 12 回とした場合に、13 回目以降の発動に対する対応は要件ではないため、事前協議（電話やメール）が行われるとの認識でよいか。 また、その事前協議において契約電力の一部しか提供できない場合、未提供部分についてはペナルティの対象外との認識でよいか。（具体例：契約 100kW，一部提供 60kW⇒差分の 40kW についてはペナルティの対象外）	ご認識のとおり、発動可能回数を超過する場合は、可能な範囲で要請に応じていただく扱いとしており、その際は、事前に協議させていただきます。 なお、発動可能回数を超過した場合の要請に対して、契約電力の一部提供いただける場合は、未提供部分（=電源 I' 契約電力－一部提供可能な調整電力）は最低発動回数（12 回）以下と同様に

	該当箇所	ご意見	回答
			ペナルティの評価対象とすることを基本として協議させていただきます。
12	端境期における調整力提供に関する覚書	<p>原契約（厳気象月の電源 I'）の提供期間は午前 9 時～午後 8 時にも関わらず、端境期の提供期間が 0～24 時となっているのは何故か。</p> <p>需要家との DR 契約によっては対応できない時間帯も考えられ、覚書締結時には提供期間を修正できるとの認識でよいか。</p>	<p>厳気象月は、必要な調整力の確保時間を 9 時～20 時（＝ペナルティ対象）に設定しているのに対し、端境期については、可能な範囲で調整力を提供いただく位置付けのため、0～24 時（＝ペナルティ非対象）を設定しております。</p> <p>なお、需要家側等の事由により、調整力の提供可能な時間帯に制約がある場合は調整可能と考えますが、詳細については覚書締結時に協議させていただきます。</p>

以上